

「ねんきん特別便」の状況等について

平成21年11月24日

社 会 保 険 庁

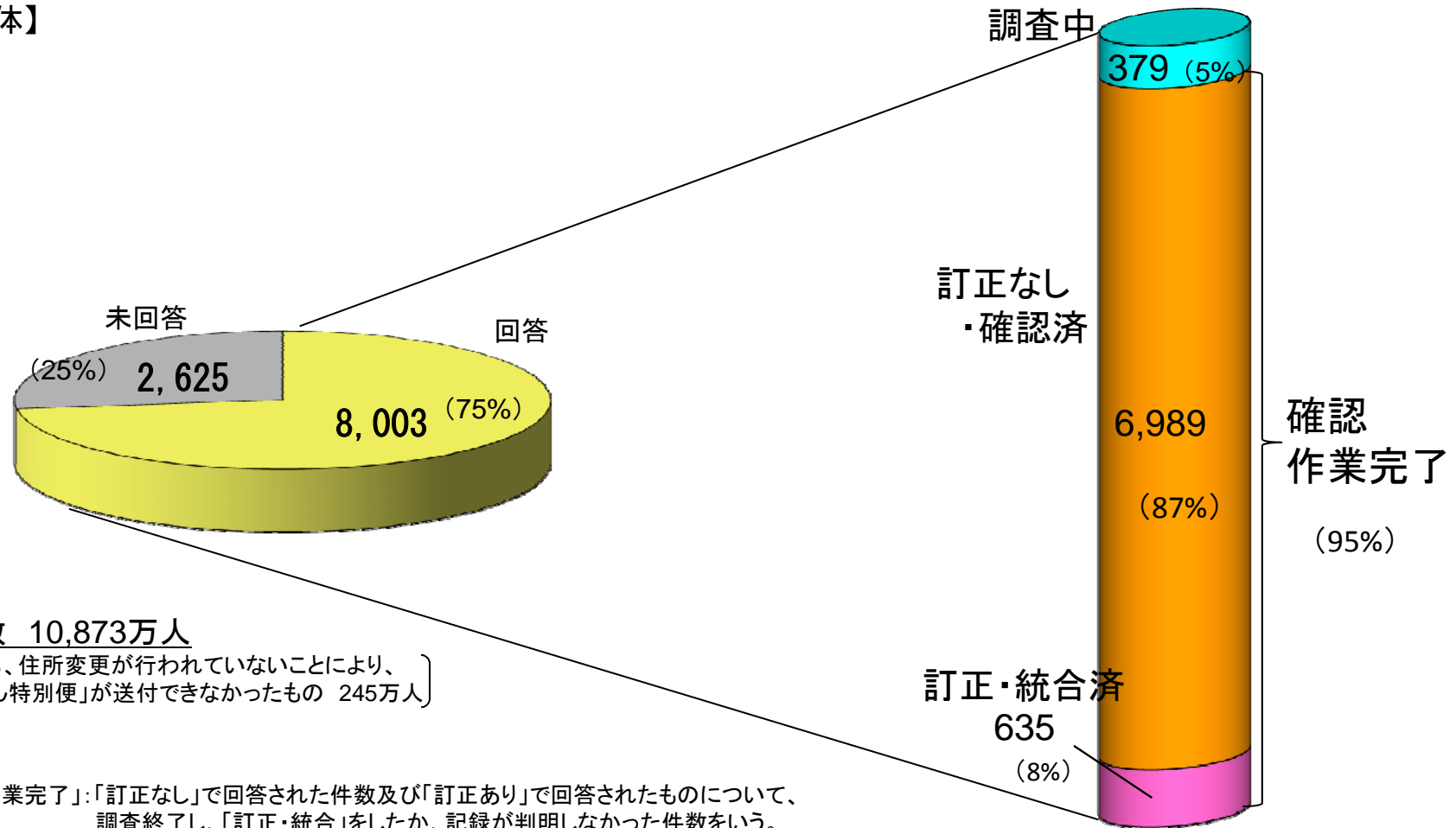
(目 次)

・「ねんきん特別便」	1
・ フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査	3
・ 再裁定処理体制の強化	4
・ 「ねんきん定期便」	7
・ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案	9

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様記録を確認いただき、このうち約8,003万人(21年10月末現在)から回答をいただき、このうち、約95%の方(約7,624万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



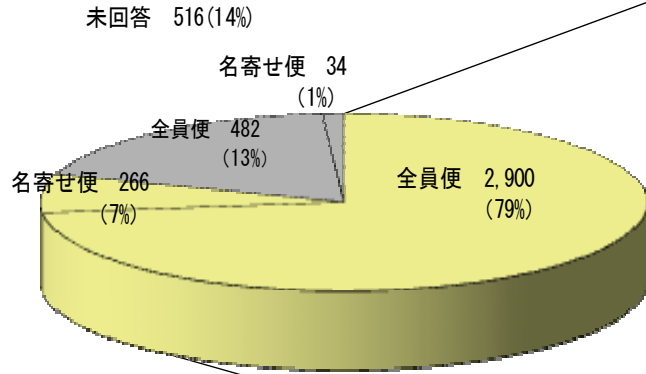
送付数 10,873万人

このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 245万人

※「確認作業完了」: 「訂正なし」で回答された件数及び「訂正あり」で回答されたものについて、調査終了し、「訂正・統合」をしたか、記録が判明しなかった件数をいう。

単位: 万人

【受給者】



回答 3,166 (86%)

送付数 3,695万人

〔このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 13万人〕

調査中
92
(3%)

訂正なし
・確認済
2,883
(91%)

訂正・統合済
191
(6%)

名寄せ便 18 (1%)
全員便 74 (2%)

名寄せ便 137
(4%)

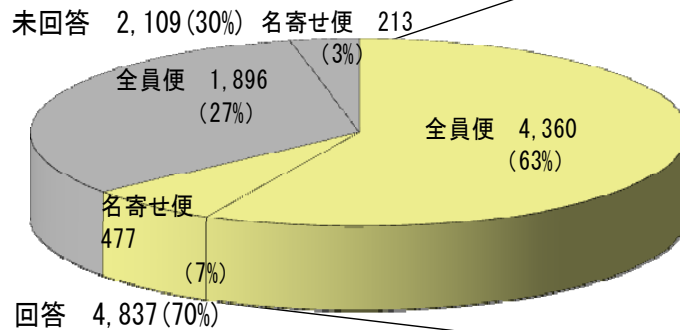
全員便 2,746 (87%)

名寄せ便 110
(3%)

全員便 81
(3%)

このうち9万人は、「訂正なし」との回答があったものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの

【加入者】



21年10月末現在

単位:万人

送付数 7,178万人

〔このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかったもの 232万人〕

調査中
287
(6%)

訂正なし
・確認済
4,106

訂正・統合済
444
(9%)

名寄せ便 40 (1%)
全員便 247 (5%)

名寄せ便 144
(3%)

全員便 3,961 (82%)

名寄せ便 293
(6%)

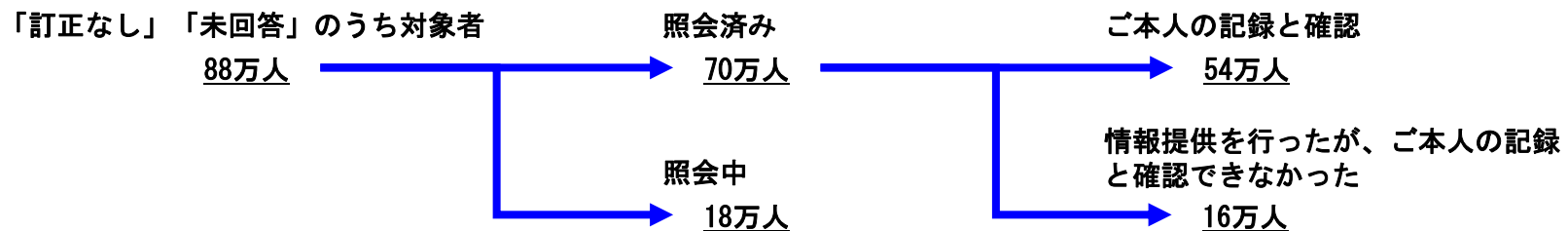
全員便 151
(3%)

フォローアップ照会、厚生年金旧台帳に係る調査

受給者に対する名寄せ特別便のフォローアップ照会

○平成20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」との回答をいただいた方及び2回の「回答のお願い」の送付等を行い、まだ未回答の方であって未統合記録が結び付く可能性の高い方の合計約88万人を対象として、電話や訪問による照会を行うこととし、平成21年10月末時点で約70万人の方と接触し、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

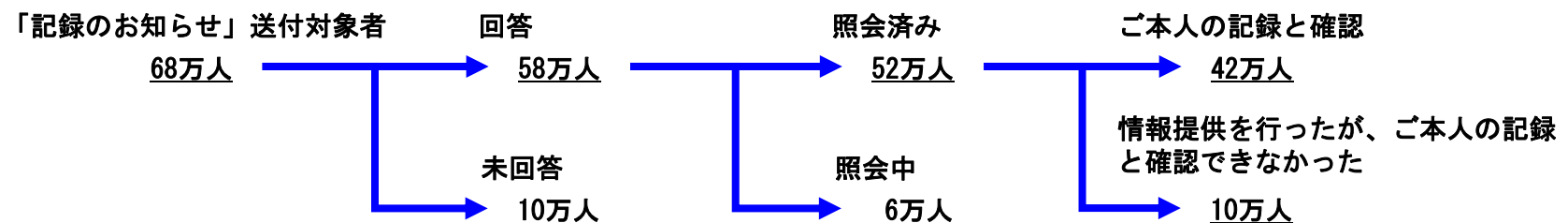
【フォローアップ照会の状況（平成21年10月末現在）】



厚生年金旧台帳等の記録(約1466万件)に係る調査

○社会保険庁においてマイクロフィルムの形で保管されている厚生年金旧台帳等の記録と基礎年金番号との突合せの結果、旧台帳の記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、このうち約58万人(平成21年10末日現在)から回答をいただいた。その後、回答をいただいた方に電話や訪問による調査を行うこととし、約52万人の方と接触し、そのうち約8割の方について、ご本人の記録であると確認できた。

【厚生年金旧台帳等の記録に係る調査の状況（平成21年10月末現在）】

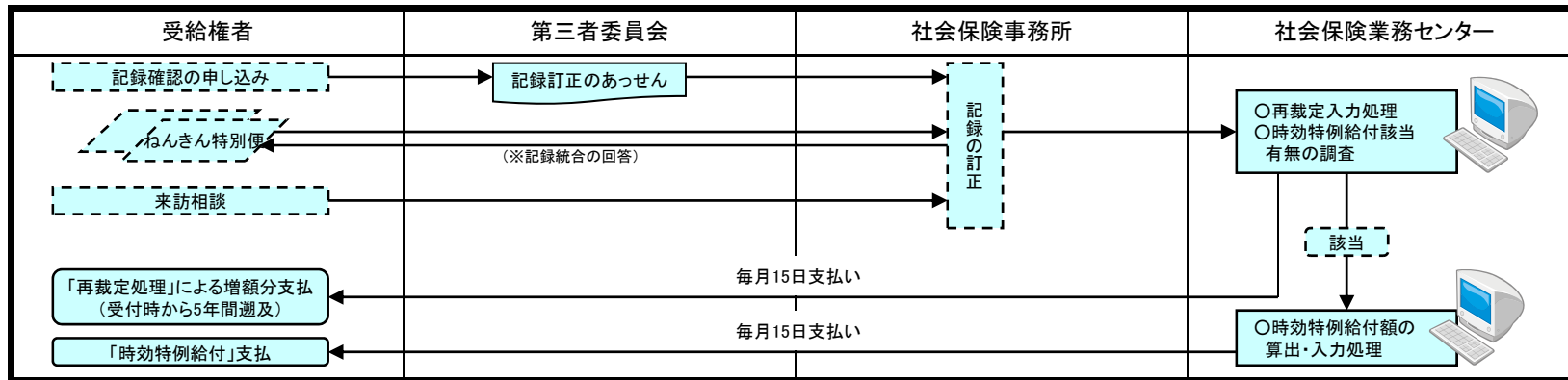


再裁定処理体制の強化

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、本年8月には、処理期間が3ヶ月程度に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)		(21年4月)		(21年9月)
処理件数	8万件/月	⇒	19万件/月	⇒	14万件/月
処理体制	280人		486人		475人
支払までの期間	7ヶ月程度		6ヶ月程度		3ヶ月程度

※ 本年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

記録の統合等に伴う年金額の再裁定等について

- 記録の統合等に伴う年金額の再裁定については、社会保険事務所が再裁定の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定の迅速化のため、これまで再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置（センター内の職員の再配置や本庁及び地方社会保険事務局からの支援）、新たに採用する任期付き職員の重点配置、派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図るとともに、再裁定処理システム等の機能強化を図ってきたところであり、平成21年1月から3月にかけて再裁定の処理件数が大幅に伸び、未処理件数も減少傾向に転じている。
- 社会保険業務センターに進達されてから支払いまでの処理期間については、8月時点では全体として3ヶ月程度に短縮したところ。

◆再裁定の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (速報値)	20年1月～ 21年9月 (累計)
受付件数	1.9	3.2	5.3	8.3	9.6	12.2	11.3	15.0	14.4	12.5	11.7	10.5	12.2	9.1	10.7	10.4	10.9	9.6	9.3	9.9	8.0	206.0
処理件数	1.6	1.9	1.5	1.6	2.0	2.3	2.4	2.6	2.5	5.0	6.8	8.6	10.1	13.0	19.1	19.1	19.0	19.0	18.1	16.6	14.0	186.7
未処理件数 (期末現在)	3.8	5.2	8.9	15.6	23.2	33.0	42.0	54.4	66.4	73.8	78.7	80.6	82.8	78.9	70.4	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	22.8	—

※ 平成21年9月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

◆再裁定の処理体制の推移

(月末時点)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
体制	38人	61人	56人	56人	82人	101人	110人	127人	145人	203人	226人	280人	318人	466人	466人	486人	483人	483人	483人	475人	475人

(注)上記の体制は、常勤職員、任期付職員、非常勤職員、派遣職員、地方社会保険事務局からの支援職員を含んでいる。

時効特例給付について

- 記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加による新規裁定及び再裁定処理にかかる時効特例給付については、社会保険事務所が時効特例給付の申出を社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて実施している。
- 再裁定処理の進捗とともに、時効特例給付の要処理件数も急増しているため、任期付職員の配置及び派遣職員の配置等により事務処理体制の強化を図ってきたところであり、さらに、時効特例給付処理システムの改善等に取り組み、できる限り早期の支払を目指すこととしている。
- 時効特例給付については、再裁定の支払いから2ヶ月から3ヶ月程度の処理期間となっている。

◆時効特例給付処理の受付件数、処理件数

(単位:万件)

区分	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (速報値)	20年1月～ 21年9月 (累計)
受付件数	1.0	1.1	1.1	1.2	1.8	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6	2.3	3.7	10.4	8.2	11.3	18.7	13.0	9.6	13.9	11.0	9.1	125.4
処理件数	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	2.0	1.1	1.2	1.4	1.6	2.0	2.6	5.2	9.3	9.9	15.2	11.1	8.0	10.2	8.8	8.6	100.9
未処理件数 (期末現在)	3.1	3.7	4.4	5.0	5.8	5.4	5.9	6.4	6.6	6.6	7.0	8.1	13.3	12.3	13.7	17.2	19.1	20.7	24.4	26.6	27.1	—

※ 平成21年9月分については、本日時点の速報値であり、最終的な数値は異なる可能性がある。

◆時効特例給付の処理体制の推移

(月末時点)

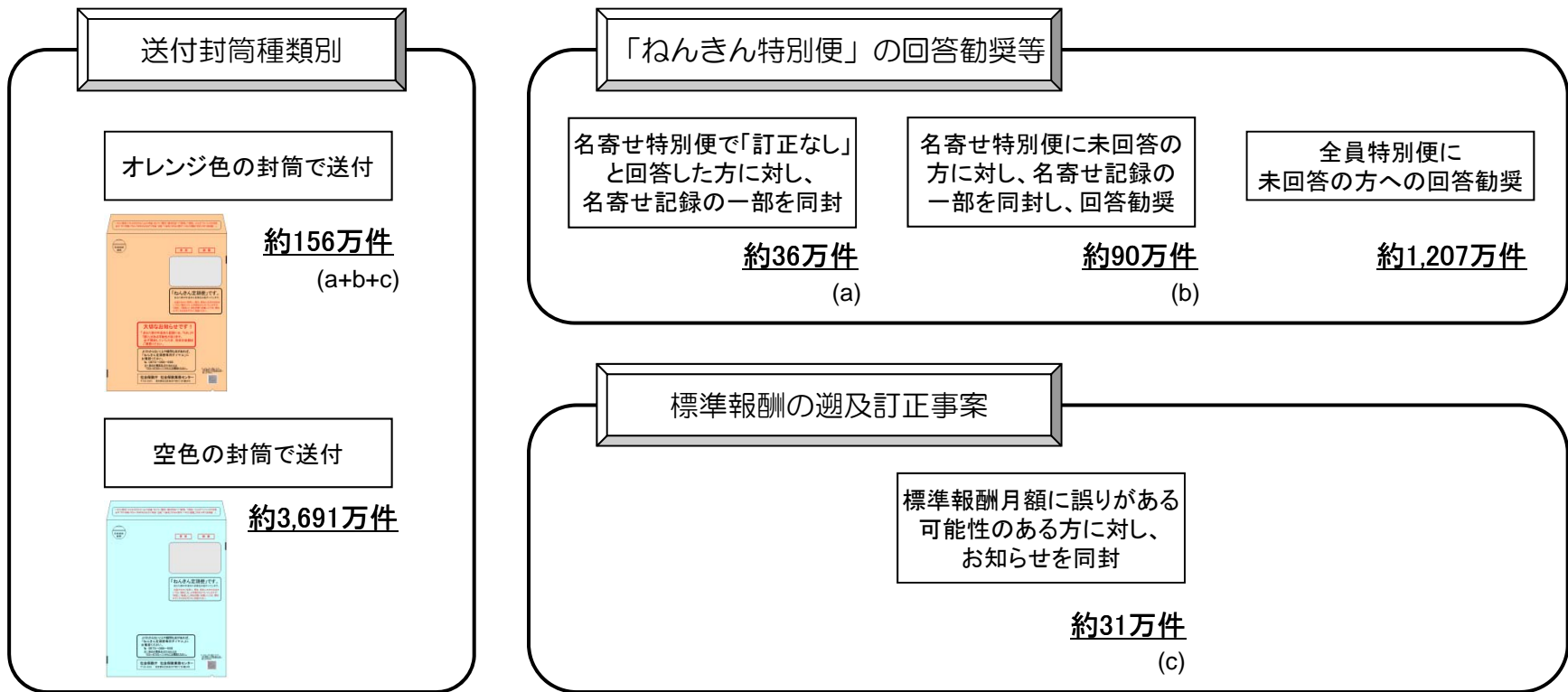
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
体制	70人	80人	80人	71人	87人	121人	121人	121人	143人	138人	146人	138人	139人	141人	151人	176人	176人	176人	176人	187人	187人

(注) 平成21年4月からの体制は、再裁定処理の派遣職員10名及び地方社会保険事務局からの支援職員15名を含んでいる。

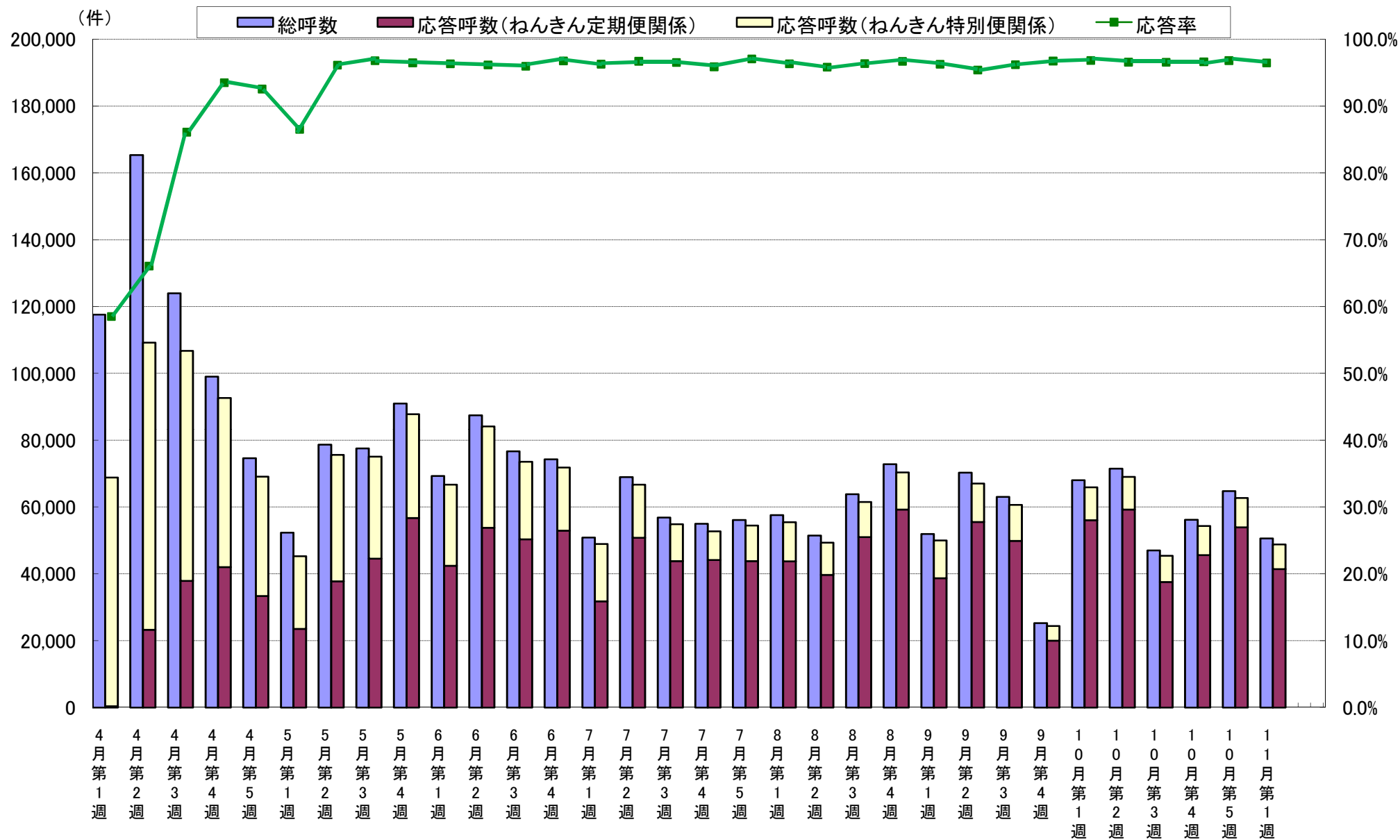
「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。
平成21年10月末日までに約3,846万人(4月2日～11月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月～10月送付分》 送付件数 **約3,846万件** 回答件数 **約306万件**
※業務センター受付分のみ集計



ねんきん定期便専用ダイヤルにおける電話相談状況(平成21年4月～11月第1週)



標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、本年3月末までに概ね終了。

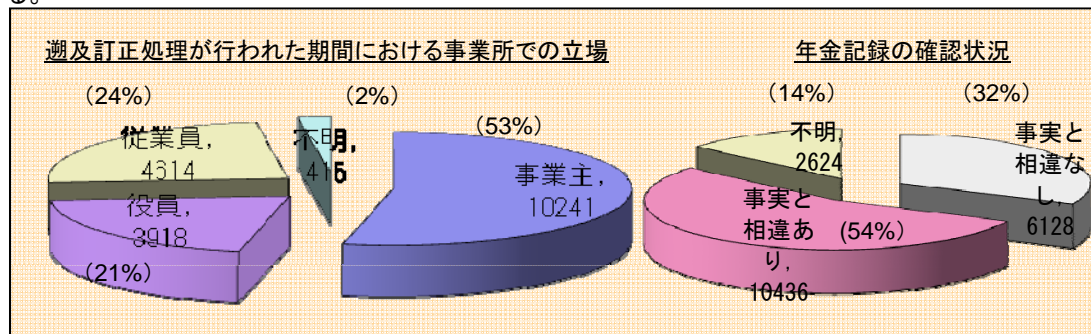
(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正（職権訂正）を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況（21年10月30日現在） 580件
（うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件^(*)）

* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数：1,535件
（21年3月31日までの訪問実施分）

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」^(※)や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ（受給者等）」^(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

^(※)前記3条件のいずれかに該当する方（延べ約144万件）については、注意喚起を行う文書を同封（約2万件の戸別訪問の対象者を除く。）。

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。